1－5　決算額の推移

（1）　各会計別決算額（歳出）の推移

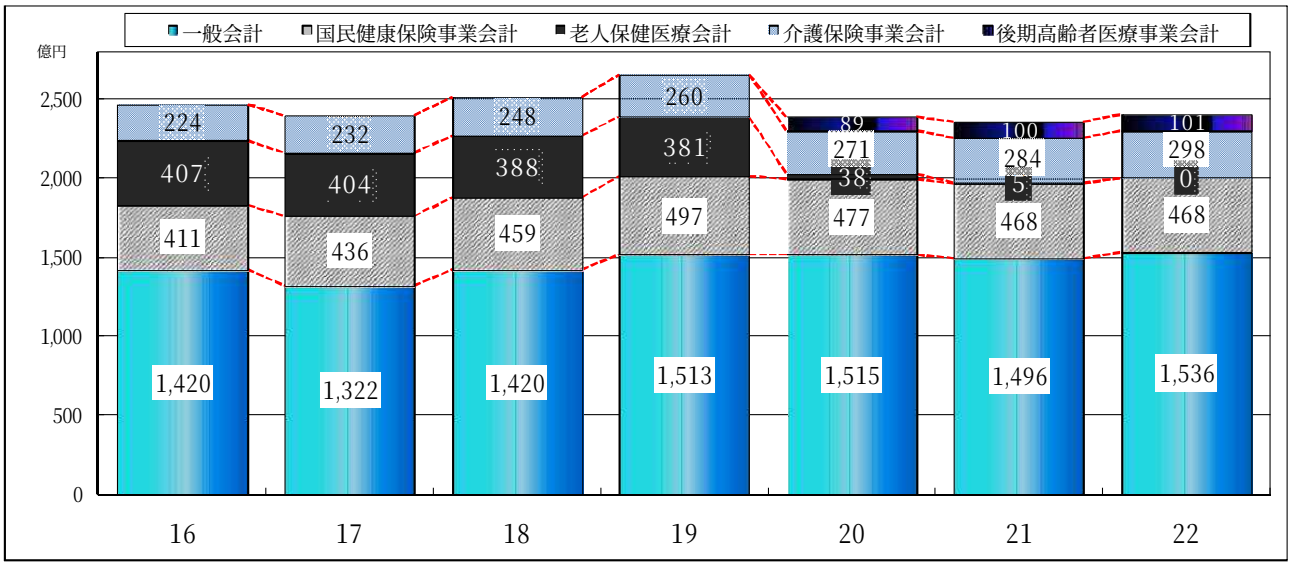

〔各会計の状況〕

○一般会計

一般会計の歳出決算額は、平成 17 年度から増加傾向（平成 21 年度除く）にあり、平成 22 年度では 1,536 億円と、平成 16 年度以降では最も大きな規模となりました。歳入・歳出の状況については、次の『⑵ 一般会計』の項目をご覧ください。

○特別会計

国民健康保険事業会計は、平成 20 年度の後期高齢者医療制度発足により減少に転じていましたが、平成 22 年度には、前年度と同規模の歳出決算額となりました。主な減としては、後期高齢者支援金が精算を含んだことによる 5 億円の減少、共同事業拠出金が実績により 6 億円減少しました。主な増としては、被保険者にかかる保険給付費が 7 億円増加、介護納付金が 2 億円増加しました。

老人保健医療会計は、平成 20 年度に医療給付制度を後期高齢者医療制度へ移行後、3 年間の措置を経過したため平成 22 年度で終了となりました。平成 22 年度の内容については、1－4 特別会計(2) 老人保健医療会計の項目をご覧ください。

介護保険事業会計は、毎年度 4～5%の幅で歳出決算額が伸び続けています。平成 22 年度は、前年度に比べて、歳入決算額が 5.2%増加し、歳出決算額は 4.7%増加しました。主な要因としては、歳入決算額のうち、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金がそれぞれ前年度決算額より 8～9%伸びたこと、歳出決算額のうち、保険給付費が前年度決算額より 7%伸びたことがあげられます。

後期高齢者医療事業会計は、平成 20 年度の発足から 3 年目で、ほぼ 100 億円規模で推移しています。歳出決算額のうち、実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出で、前年度より 3 億円増加して 94 億円になりました。また、歳入決算額では、医療保険料と繰入金が主な収入となっています。

（２） 一般会計

〔歳入の状況〕
歳入決算額は、過去 10 年間で増減を繰り返しながらも少しずつ規模が大きくなっており、平成 22 年度は 1,616 億円となりました。歳入決算額を多い科目順に並べると、特別区税、特別区財政交付金の順で、その規模は全体の 57.2%となり、次いで国庫支出金、繰入金、都支出金の順となりました。【図－１】
平成 22 年度は、5年ぶりに特別区債を発行しました。【図－３】

【図－１ 平成 22 年度歳入決算額と主な収入構成の推移】…1－2 歳入の状況に円単位で掲載。（4 頁）

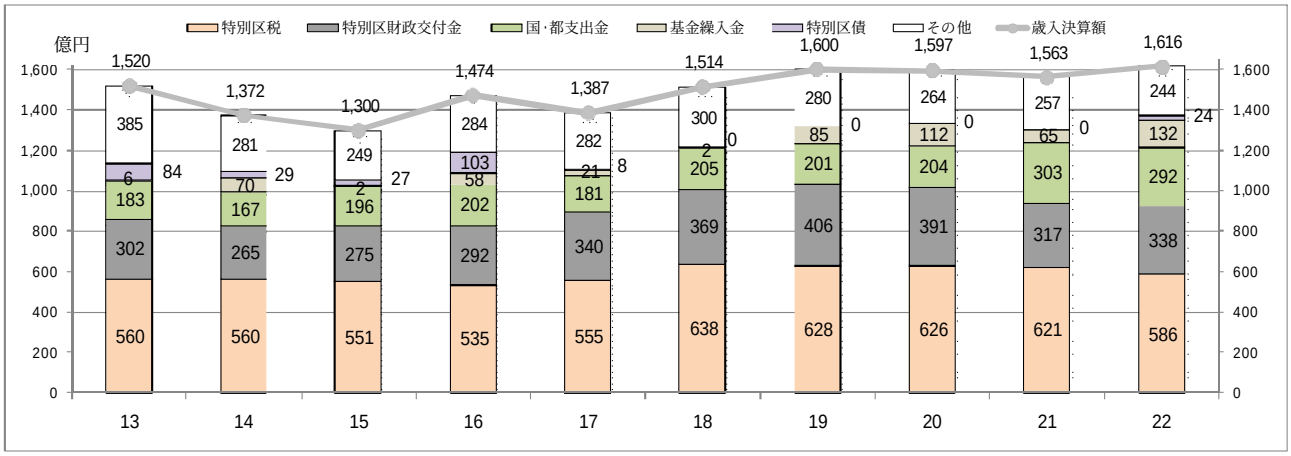

歳入決算額のうち、特別区税、特別区財政交付金、国庫支出金、都支出金、基金繰入金、特別区債をあわせた規模は、【図－1】のとおり歳出決算規模に比例して推移しました。
このうち、基金繰入金と特別区債については、各年度の財政計画などにより基金からの取崩しや起債の発行を行うため、特別区税など他の収入とは違った推移となりました。
基金繰入金と特別区債を除く特別区税などをあわせた規模は、概ね1,000億円から1,200億円で推移しました。

■特別区税

【図－２ 特別区税の推移】

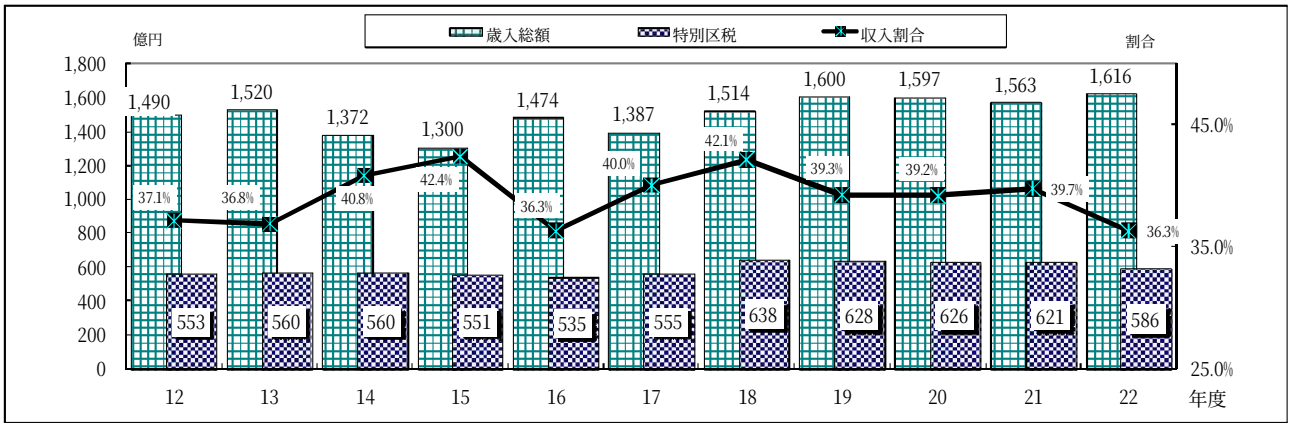

○ 特別区税は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税で構成されていますが、その 9 割以上を特別区民税が占めています。平成 18 年度以降景気の低迷等により漸減傾向にありますが、平

成 22 年度はさらに厳しさを増し、特別区民税が現年課税した調定額は、前年度比較で 37 億円減少しました。そうした中、歳入額を調定額で除した対調定収入率（現年課税）は、平成19年度以降の割合に留まり 549 億円の収入となりました。このほか、滞納繰越分で 10 億円を収入しました。

■特別区財政交付金など

【図－3　特別区財政交付金、国・都支出金、基金繰入金、特別区債の推移】

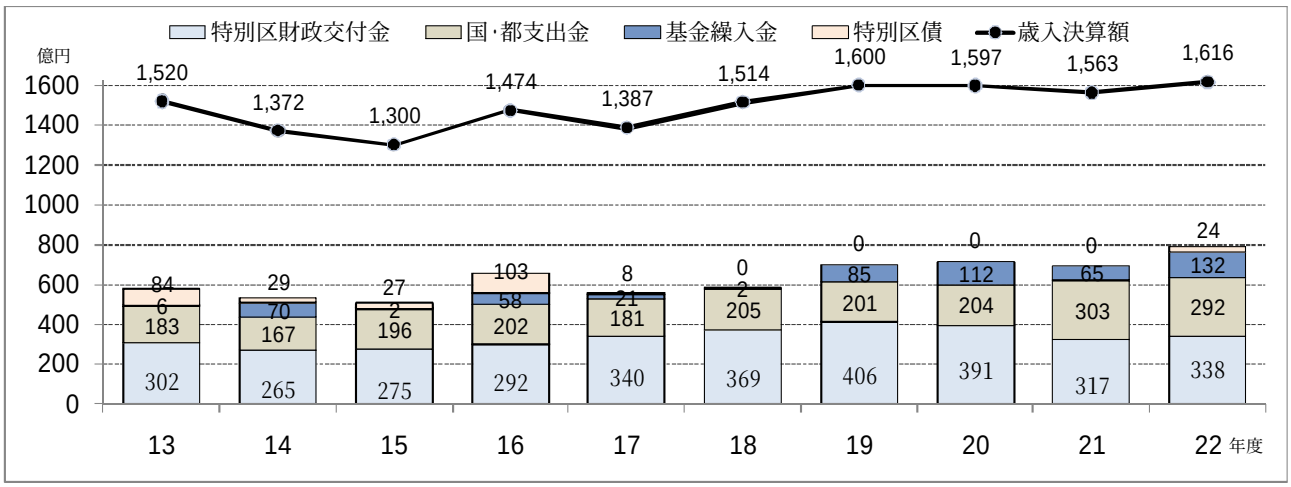

※特別区財政交付金とは、東京都が都税として徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の調整３税を原資に、東京都と特別区の仕事の分担により配分しているものです。（平成２２年度　特別区５５％：都４５％）
※国庫支出金及び都支出金とは、特定の事業に充てるため、一定条件により国または東京都から支出されるもので、それぞれ負担金・補助金・委託金があります。

○ 特別区財政交付金は、交付金の原資となる市町村民税法人分が景気低迷の影響を受け平成 21 年度に大幅減となりました。平成 22 年度は、急激な景気悪化の影響が前年度に比べ緩和したことなどにより、杉並区への交付額は 21 億円の増となり、3年ぶりの増収となりました。

○ 国庫支出金は、定額給付金事業が終了するなど国庫補助金で 83 億円と大幅な減となる一方、国庫負担金は、生活保護費が昨年度に引き続き 7 億円増加するなど前年度に比べて 57 億円の増となりました。その他、都支出金では、国勢調査事業に対する都補助金など 15 億円の増となりました。

○ 平成 19 年度以降は、それまでに比べて基金繰入の額が増えています。平成 22 年度の基金繰入金のうち、財政調整基金は 58 億円、施設整備基金は 33 億円を取り崩すとともに、減債基金については残高 13 億円全てを取り崩しました。

○ 平成 22 年度は、天沼小学校建設、松溪中学校改築、井草中学校改築に充てるため、5 年ぶりに特別区債の発行を 24 億円行いました。

〔歳出の状況〕

【図－4の歳出決算額の推移】によると、平成15年度以降緩やかに上昇しながらも、平成22年度の1,536億円は過去10年間では最大の決算額となっています。

平成22年度も生活保護費（11億円増の140億円）や国民健康保険事業会計などの特別会計への繰出金（8億円増の159億円）などの社会保障の需要が増大する厳しい財政状況でしたが、子育て支援、プレミアム付区内共通商品券（なみすけ商品券）発行支援、みどり･公園づくりなど様々な取り組みを行いました。（第3主要施策の成果、第4区の主要な計画の進捗状況、第6－2歳出決算一覧を参照）

■歳出決算額（款別）

【図－4　歳出決算額（款別）の推移】

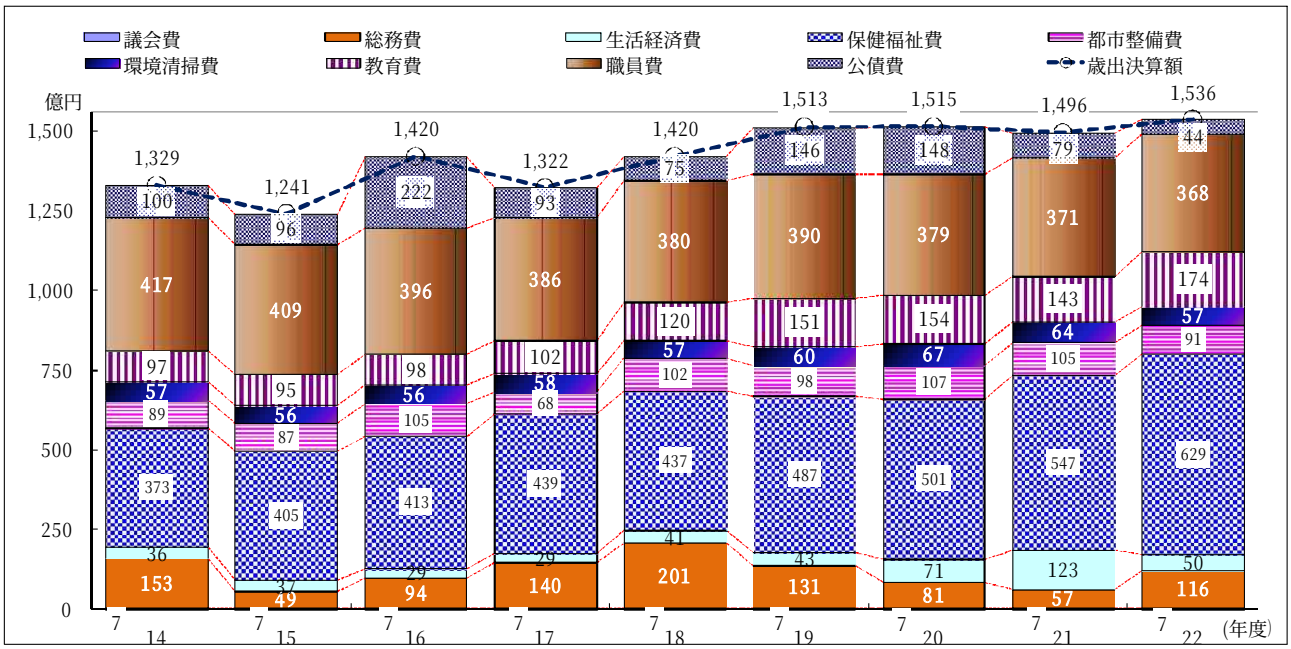

※　歳出科目（款）を平成14年度に生活経済費、保健福祉費、都市整備費、環境清掃費、公債費に再編したため、平成14年度からの推移を見るグラフとしています。

○　平成22年度の款（構成割合）を多い順に並べると、保健福祉費41.0%、職員費24.0%、教育費11.3%、総務費7.5%、都市整備費5.9%、環境清掃費3.7%、生活経済費3.3%、公債費2.9%、議会費0.4%となりました。（100%となるよう調整しています）

○　款別の推移では、保健福祉費と教育費が増加傾向にあります。平成14年度を100とした平成22年度では、保健福祉費が168.6、教育費が179.4と倍近く増加しています。
一方、職員費と公債費は、減少傾向にあります。平成14年度を100として、平成22年度では、職員費が88.2、公債費が44.0となりました。

○　平成21年度の生活経済費が増加していたのは、定額給付金78億円を支給したため、平成22年度の保健福祉費が増加したのは、子ども手当65億円の支給を含んでいることなどによるためです。

○　職員費は、職員数の削減などの理由により毎年度減少し368億円となり、平成14年度と比

べて 49 億円減少しました。

なお、平成 22 年度の常勤職員数は 3,701 人で、平成 14 年度と比べて 790 人減少しました。（4 月 1 日現在）

○　歳出決算額に占める職員費の割合は、平成 14 年度の 31.4%から 7.4 ポイント低い 24.0%に減少しました。

○　公債費は、平成 16 年度、平成 19 年度、平成 20 年度に減税補てん債の償還を行ったため増大しました。

○　平成 22 年度は、過去に発行した特別区債を 15 億円繰上げ償還したことにより、平成 22 年度末の特別区債残高は、165 億円となりました。

■歳出決算額（節別）

【図－５　歳出決算額（節別）の推移】

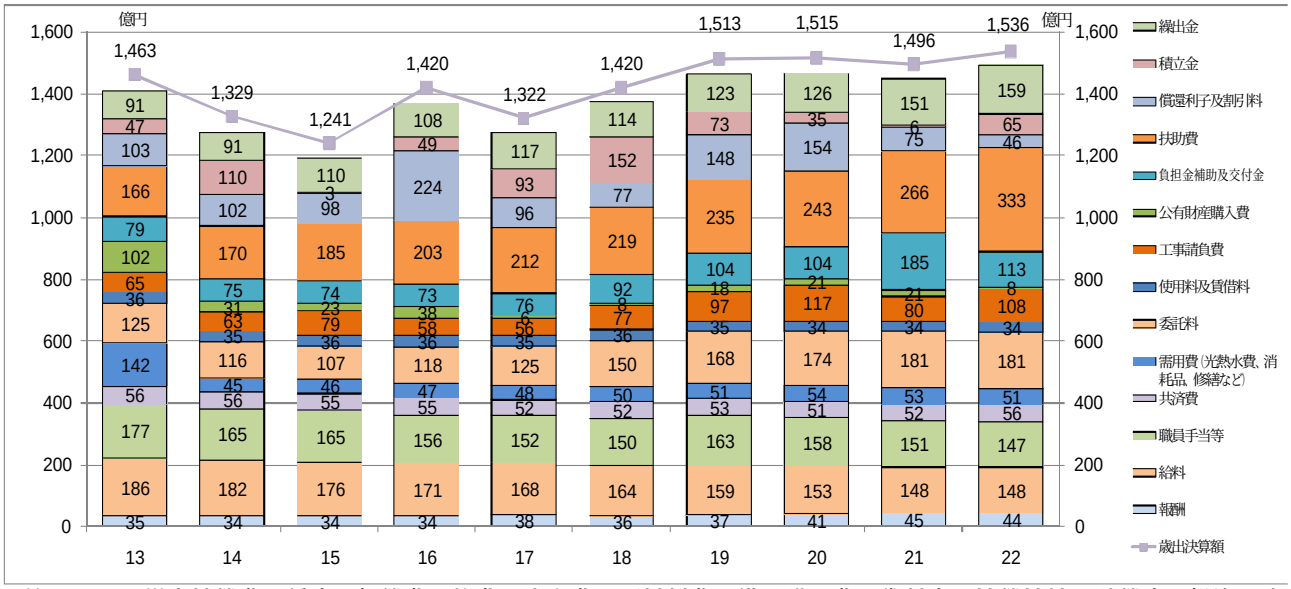

※節のうち、災害補償費、賃金、報償費、旅費、交際費、原材料費、備品購入費、貸付金、補償補填及賠償金、投資及出資金、公課費については、億円単位での推移を表示できないため除いています。

○　義務的経費のうち扶助費の歳出総額に占める割合は、平成 13 年度の 11.3%に対し、平成 22 年度では 21.7%と 10.4 ポイント増加しました。前年度比較では 3.9 ポイント、金額にして 67 億円増の 333 億円となりました。主な内容は、子ども手当に 65 億円(65 億円増)、生活保護費に 140 億円（11 億円増）、障害者自立支援サービスに 43 億円（6 億円増）、児童手当・児童育成手当に 10 億円（15 億円減）などです。（　）内は前年度比較

○　給料、職員手当等、共済費のうち、給料と職員手当等が過去 10 年間で減少傾向にあります。平成 22 年度の給料などの合計金額は 351 億円で、平成 13 年度に比べて 68 億円減っています。

○　委託料は、平成 18 年以降、施設維持管理や新規事業委託などのため、平成 21 年度まで 181 億円と増加傾向でしたが、平成 22 年度は前年度と同額でした。主な内容は、ペットボトル、古紙、びん、缶、プラスチック製容器包装の回収及び資源化に 16 億円、杉並公会堂（PFI 事業）に 9 億円、予防接種に 7 億円、がん検診に 4 億円などとなっています。

（３） 国民健康保険事業会計

〔制度のあらまし〕
国民健康保険（国保）は、病気やケガなどの不測の事態によって医療のサポートが必要になるときに備えて、加入者（被保険者）がそれぞれの収入に応じてお金（保険料）を出し合い、医療にかかるときの費用などを補助しようという助け合いの制度です。
運営は、杉並区が「保険者」となり、保険料と国からの負担金などを財源として医療給付や「後期高齢者医療制度」への支援金の拠出などの事業を行っています。

〔歳入の状況〕
歳入規模は、被保険者の後期高齢者制度への移行も安定し横ばいで推移しました。保険料の歳入決算額に占める収入割合も横ばいで、調定額に対する収入割合は減少傾向にあります。

【 図－１ 歳入決算額に占める保険料収入と割合の推移】

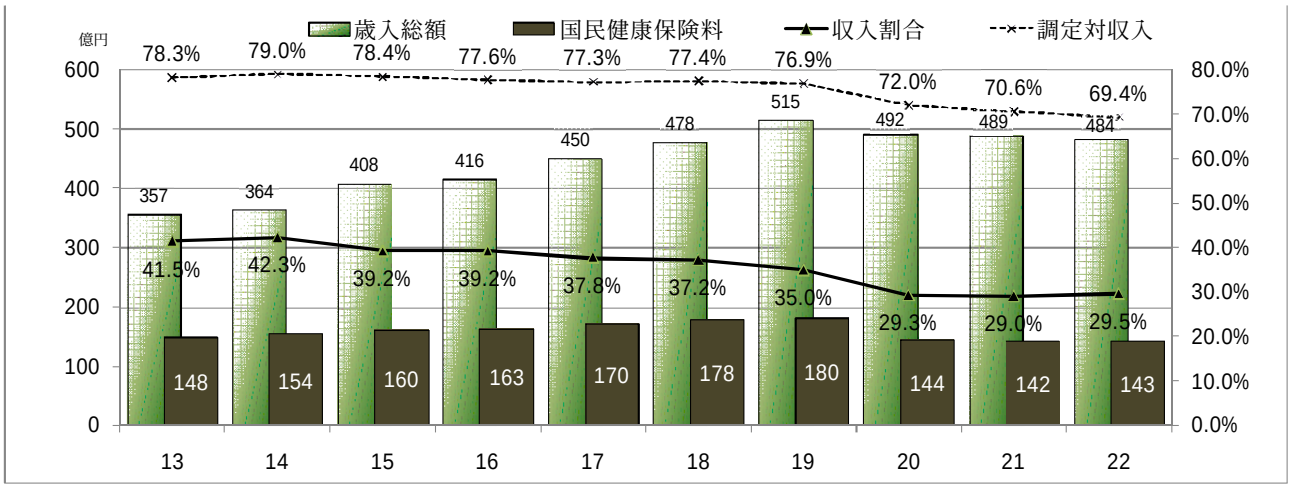

被保険者数の減少などのため、歳入決算額は前年度と比べ０.９％減

○ 主な収入のうち、国民健康保険料収入は、平成 19 年度まで増加傾向にありましたが、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が発足し、被保険者数が減少した 10 年前の平成 13 年度と同規模で推移しています。

○ 国民健康保険料（現年分）は、平成 22 年度に基礎賦課分 88 億円、介護納付金賦課額 9 億円、後期高齢者支援賦課額25 億円を収入しました。なお、平成 22 年度の保険料収納率は、一般被保険者の現年分は、81.3%、退職被保険者の現年分は、95.6%となりました。

○ 平成 19 年度まで 35%以上あった歳入決算額に占める保険料収入構成割合は、平成 20 年度から 30%程度となりました。これは、医療制度改正により前期高齢者交付金が新たに創設され、保険料算定の基礎となる賦課総額が減額になったためです。平成 22 年度では、前期高齢者交付金を 55 億円収入しました。

○ 退職医療制度に基づく療養給付費等交付金は、平成 20 年度から減少し、平成 22 年度では 2 億円となりました。

（10 頁の 1―4 特別会計（１）国民健康保険事業会計 歳入を参照）

〔歳出の状況〕

歳出決算額は、下図－2 のとおり、平成 20 年度の 477 億円から減少に転じてから 470 億円程度で推移しています。しかし、保険給付費ついては、平成 14 年度から徐々に増えています。

制度改正後の平成 20 年度から国保加入者は区全体の 3 割程度で推移しています。

【図－1　加入世帯、被保険者数の推移】

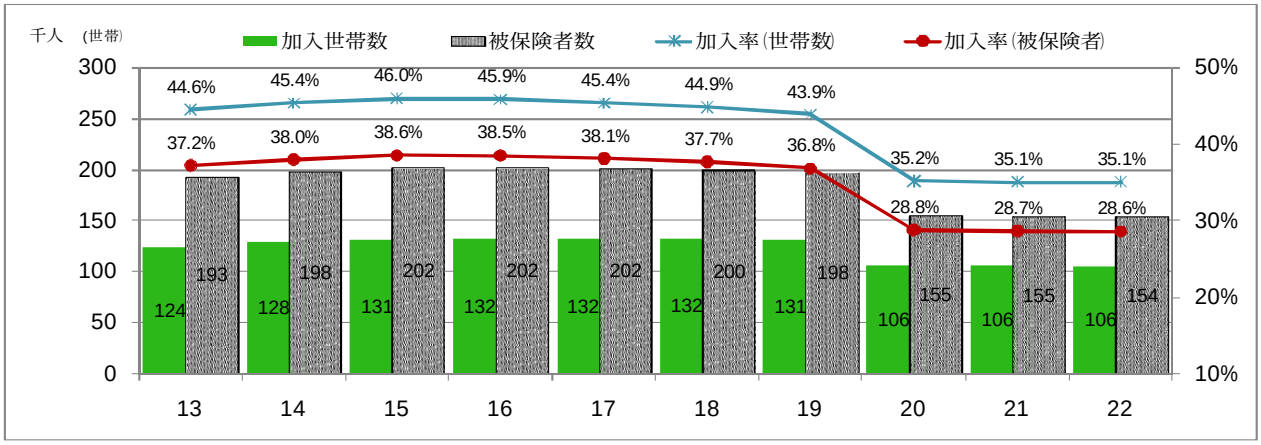

【図－2　歳出決算額の内訳（款別）の推移】

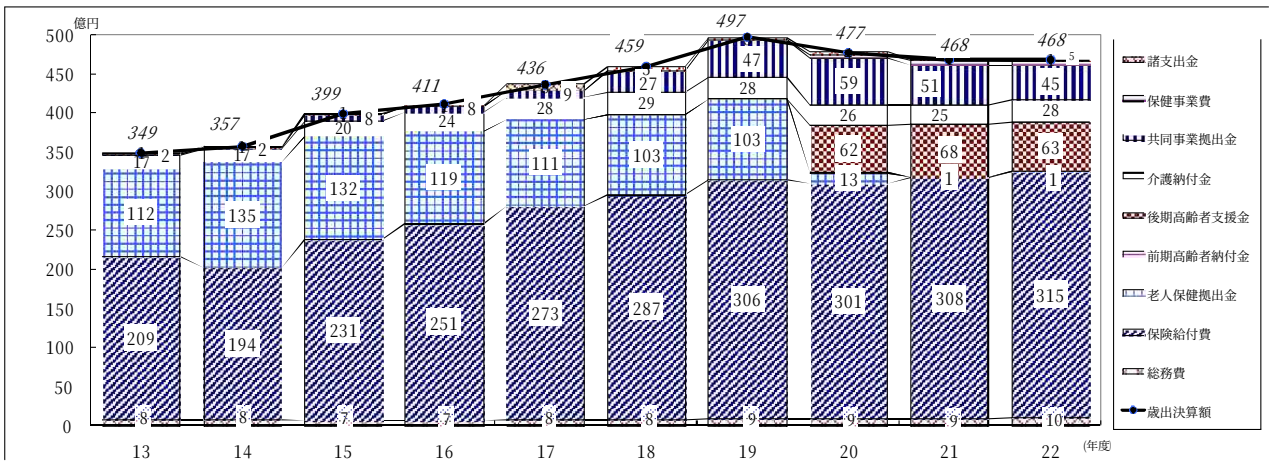

※　科目（款）毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。

後期高齢者支援金は 3 年間同じ規模で推移し、歳出決算規模は前年度と同じに

○　老人保健拠出金に変わる後期高齢者支援金は、63 億円で前年度より 5 億円減りました。平成 19 年度の老人保健拠出金 103 億円と比べると 40 億円の減となります。一方、医療費に係る保険給付費は 315 億円で、平成 19 年度と比べると 2.9%の増となっています。

○　後期高齢者医療制度の創設に伴い、前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満の方）の医療費について保険者間の不均衡を調整する制度として、国保加入被保険者数に応じて支出する前期高齢者納付金と、前期高齢の被保険者数に応じて交付される前期高齢者交付金が設けられました。制度創設期の調整等により、前期高齢者納付金は前年度より 840 万 1 千円減となりました。

○　歳出決算額に対する歳入不足分は、一般会計からの繰入金で賄っていますが、平成 22 年度では、この 10 年間で最も多い 69 億円を繰り入れました。

（4）老人保健医療会計

〔制度のあらまし〕

健康保険に加入している75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方が、病気やケガをした場合に、平成19年度までは、老人保健法により診療を受けていました（窓口での負担割合は、1割または3割）。窓口で負担する費用を除いた医療費は、公費（国、都、区）と各健康保険からの拠出金で賄う仕組みです。この制度は、新たな高齢者医療制度の創設により、平成 20 年度に「後期高齢者医療制度」へ移行しました。

〔歳入歳出の状況〕

平成 20 年度の後期高齢者医療事業会計の創設により、平成 19 年度までの老人保健法に基づく給付に限られるため、平成 22 年度の歳入歳出決算額は 3 千 8 百万円余と大幅に減少しました。

【図－1 歳出決算額の推移と主な収入の構成】

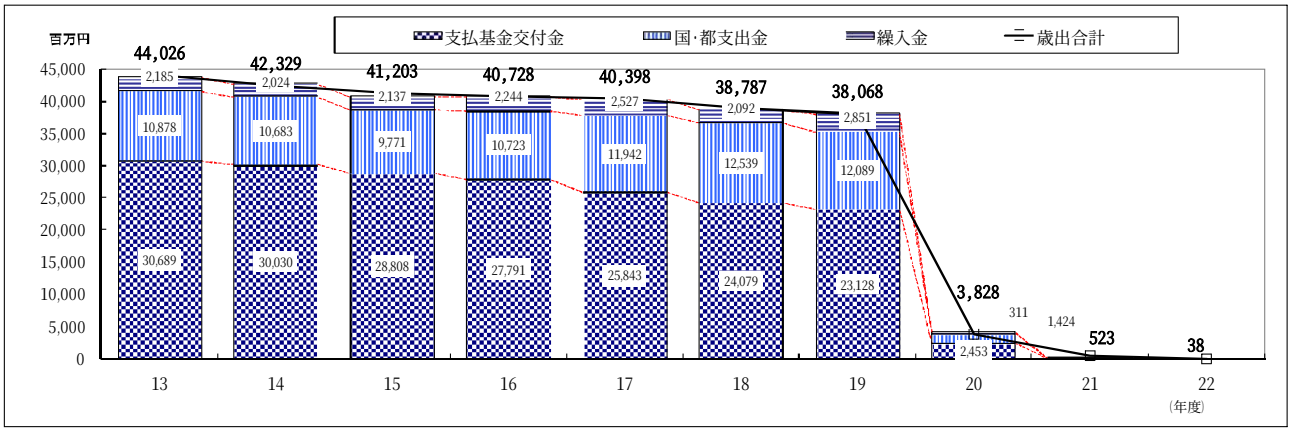

老人保健医療会計は、老人保健法による 3 年間の経過措置が終了し、平成 22 年度で終了となりました。

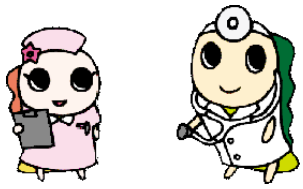

（5）介護保険事業会計

〔制度のあらまし〕

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した生活を送れるよう、高齢者介護を社会全体で支え合う制度です。

この保険は、利用者自身による選択、主体性の尊重を基本として、高齢者の介護に関する福祉サービスと保険医療サービスを総合的かつ一体的に提供することを目的としています。また、多様な民間事業者の参入促進により、効率的で良質なサービスの提供に努めています。

杉並区が「保険者」として制度を運営しており、介護（予防）給付等の事業に必要な費用は、介護保険料と公費（国、都、区）を財源としています。

〔歳入の状況〕

歳入決算額は、平成 12 年度の制度創設以来 10 年間増え続けており、平成 22 年度は 301 億円となりました。第 1 号被保険者介護保険料(65 歳以上)は、過去 5 年間 50 億円台前半を推移していました。国・都支出金、支払基金交付金、繰入金は負担割合に応じて増加しました。

【図－１　歳入決算額に占める保険料収入と割合の推移】

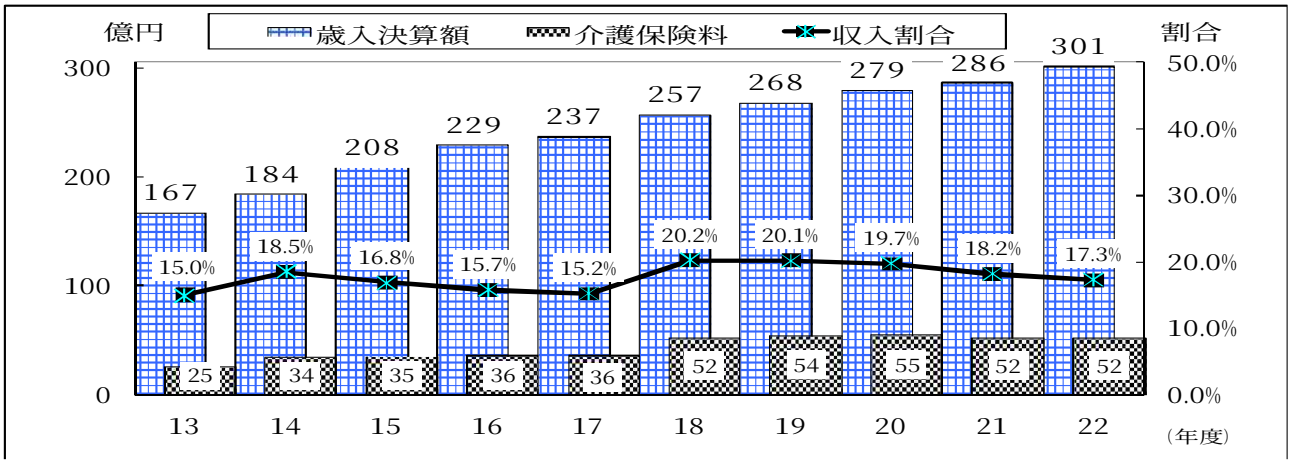

第１号被保険者介護保険料収入は前年度並で推移。

○　平成 22 年度の保険料基準月額は 4 千円で、平成 21 年度から 23 年度までは第 4 期介護保険事業計画期間として、同じ保険料設定をしています。保険料収納率は、94.5%(前年度 94.4%)でした。保険料総額は、前年度並の 52 億円でしたが、歳入総額に占める収入割合は、17.3%と年々減少しています。

○　第 4 期介護保険事業計画では、介護給付費準備基金や介護従事者処遇改善臨時特例基金を取崩して第 1 号被保険者保険料に充て保険料が上がらないように抑制しています。平成　22 年度は 7 億円を取り崩しました。

○　歳入決算額のうち、支払基金交付金とは、第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の方）の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されているものです。

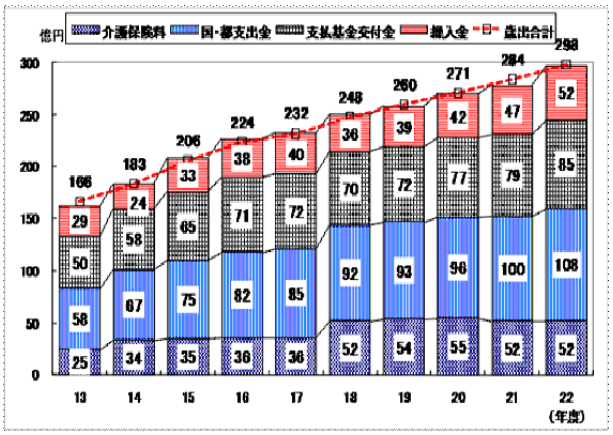

【図－２　歳出決算と歳入内訳】

〔歳出の状況〕

平成 22 年度歳出決算額は、保険給付費が 279 億円で歳出全体の 93.7%となり、前年度より 18 億円増加しました。

認定者数、介護サービス利用者数の増加に伴い保険給付費が増

【図－３　認定者数の推移】

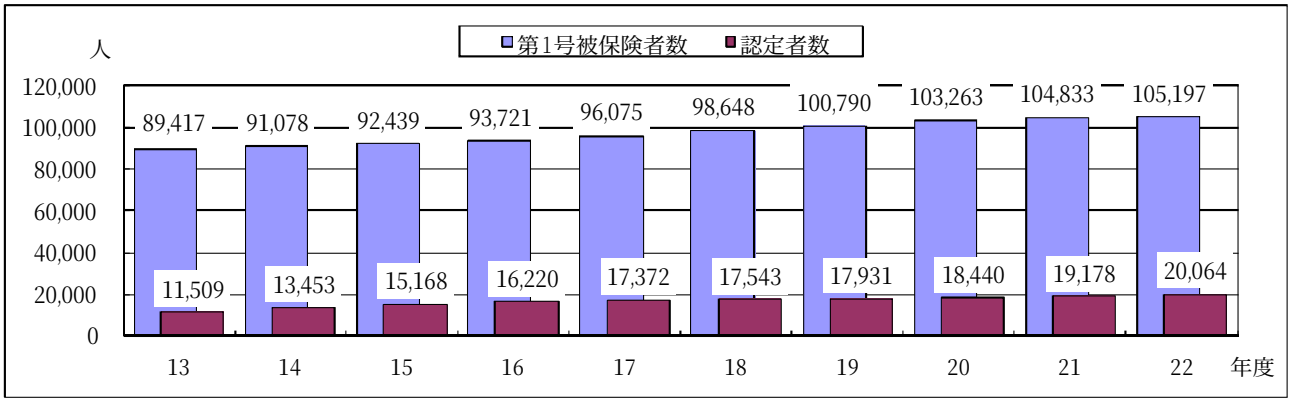

○　第１号被保険者数や認定者数は年々増加しており、さらに第1号被保険者数に対する認定者数の割合は、平成 13 年度の 12.9%に対し平成 22 年度は 19.1%となりました。

【図－４　歳出決算額の内訳（款別）の推移】

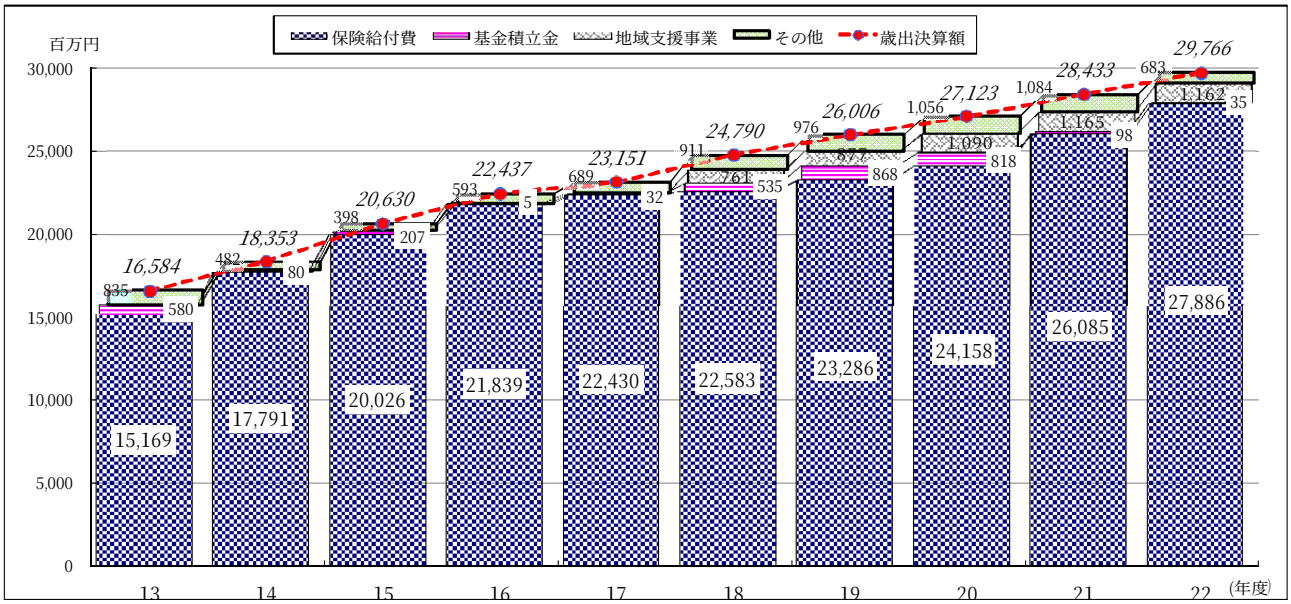

※科目（款）毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。

○　平成 22 年度歳出決算額は、保険給付費が 279 億円で全体の 93.7%となり、前年度より 18 億円増加しました。保険給付費の主な支出としては、介護サービス等の支給が 248 億円（16 億円増）、介護予防サービス等の支給が 15 億円（1 億円増）、高額介護サービス等の支給が 6 億円（1 億円増）でした。

（6）後期高齢者医療事業会計

〔制度のあらまし〕

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一環として平成 20 年度から開設された制度で、75 歳以上（一定の障害がある方は 65 歳以上）の方を対象にしています。

医療給付に係る経費の財源構成は、公費（国･都･区市町村が約 5 割）と現役世代からの支援（各医療保険からの負担が約 4 割）のほか、後期高齢者自らが負担する保険料（約 1 割）となっています。

運営主体（保険者）は、都内の区市町村で構成される東京都後期高齢者医療広域連合です。広域連合は、保険料の決定、資格管理、医療給付等を行い、区は、保険料の徴収のほか、被保険者証の引渡し、各種申請･届出の受付と保健事業として健康診査や保養施設の借上げを行っています。

【図－１　歳入決算額の推移】

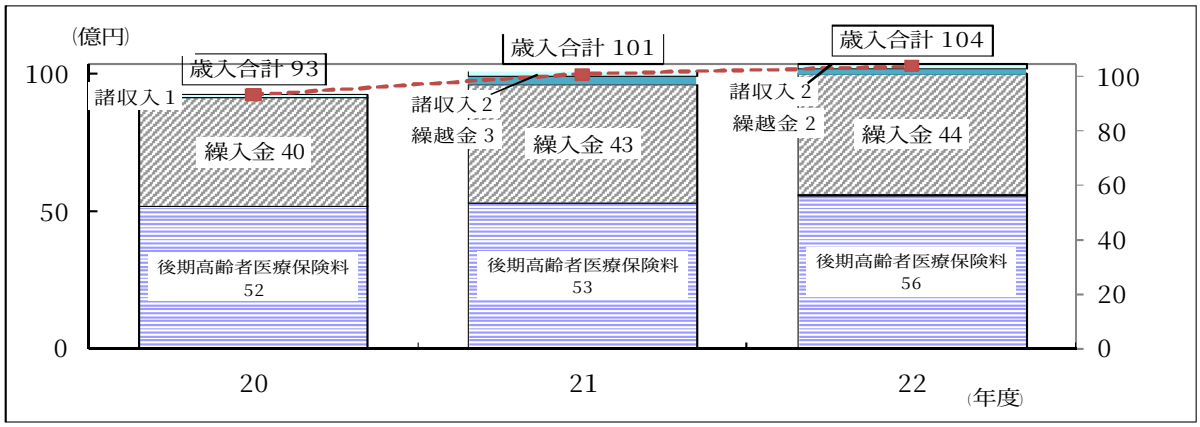

後期高齢者保険料収入率 98．5%。歳出決算額は、概ね 100 億円で推移。

○　制度が発足して 3 年目となる平成 22 年度は、前年度と比べて 2.8%増加し、104 億円の収入となりました。

○　後期高齢者保険料収入は 52 億円→53 億円→56 億円と確実に伸びています。繰入金とあわせた収入構成割合は、99.2%→95.0%→95.9%と推移しました。

【図－２　歳出決算額の内訳（款別）の推移】

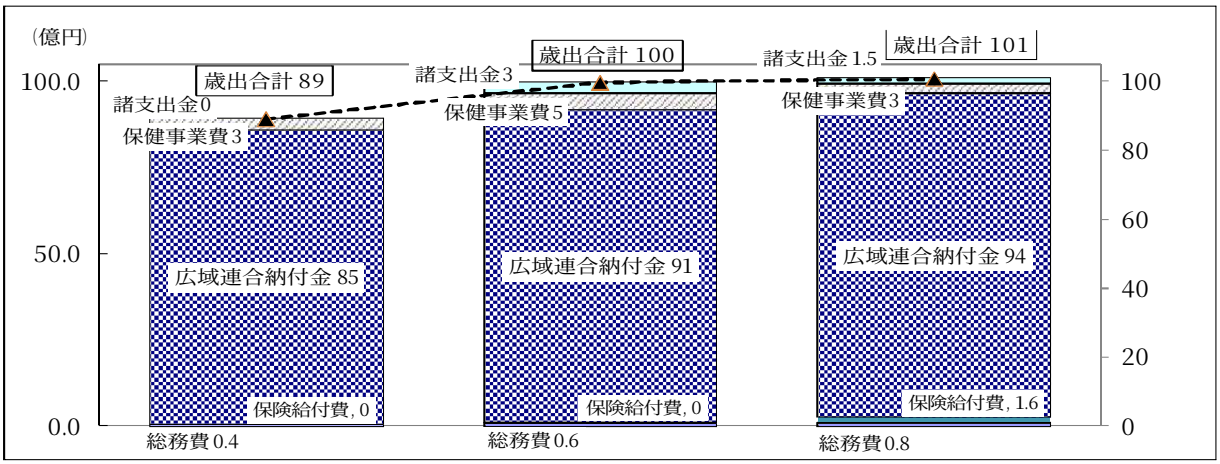

○　平成 22 年度の歳出決算額は、前年度と比べて 1.2%増の 101 億円となりました。主な内容は、区が徴収した保険料を含む東京都後期高齢者医療広域連合への納付金94 億円です。平成 22 年度から新たに保険給付費が創設され、葬祭費の支給を行いました。

○　諸支出金は、一般会計への繰出金 1. 4 億円、保険料の還付 0.1 億円を支出しました。

○　保健事業は、健康診査や夏季期間の保養施設の借上げ料金助成を行いました。